

井原市指定給水装置工事事業者

更新申請のご案内

井原市の指定給水装置工事事業者として指定を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【申請の流れ】

更新申請書類受付 → 審査終了後、手数料を納付書により金融機関でお支払い → 更新証明書の発行

【提出書類 1.】

		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1号)		○	○	表面と裏面があります。両面とも記入してください。(A4版両面印刷)
機械器具調書(別表)		○	○	管の切断用(金のご等)・管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)・接合用(パイプレンチ等)・水圧テストポンプが必要。(機械器具各種ごとの写真)(A4版)
添付書類	「誓約書」(様式第2号)	○	○	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
	「住民票」(原本)	—	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	○	—	直近のものを添付し、原本の写しである旨の記入と、会社印を押印してください。(A4版)
	「登記事項証明書」(原本)	○	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式8号)		○	○	給水装置工事主任技術者免状・給水装置工事主任技術者証の写しを添付してください。(A4版) 技術者確認カード写真(24×30mm裏面に名前記入)

【提出書類 2.】

添付書類	事業所の位置図	○	○	住宅地図の写し等可(A4版)
	事務所・倉庫内外の写真	○	○	(A4版)
	他市町村の指定給水装置工事事業者証のコピー	○	○	他市町村で指定給水装置工事事業者の指定を受けている場合

【更新登録手数料】

更新登録の申請 10,000 円 (審査後)

【申請の受付】

更新の申請は毎年6月上旬から9月中旬までを受付期間としていますが、土曜日・日曜日・祝日にあたる日は、受付事務はしておりません。更新日は、毎年9月30日となっております。

提出いただいた書類に不備等がなければ、更新手数料の納付書を発行しますので、指定された納付期限までにお支払いください。

【申請場所】

事務所 井原市水道部上水道課窓口
住 所 〒 715-0006
岡山県井原市西江原町1905番地1
電 話 0866-62-0824
FAX 0866-63-1552
メールアドレス jyosui@city.ibara.lg.jp